

評価(ABCD)

B

本問の
商法の問題で
他の法律との
違いがあるので、法律が
書きやすい

問題の所在を
お話し出来ます。

×社は、本件新株発行を認めた本件決議につき、Bが保有していた株式にかかる議決権を行使することかていかなかったことを~~違法事実~~差止事由として主張していると考えられる。

Y社定款7条によると、Y社の株式~~株~~について譲渡制限があり、株式の取得について取締役会の承認が必要となる。そして、承認を得^レた株主、株主名簿の名義書換をしなければ、会社に対抗することができない(130条1項)。

本件では、X社は、Y社株式を100の株
保有しているから、その保有する全てのY
社株を買受けている。そして、X社は、Y社の
株主であるから、Y社定款7条2項に基いて
「当會名の株主に譲渡する場合にあたるから、
名義書換の請求が求められる」と承認をしたの
とみなされる。そこで、X社は、Y社定款
8条に基づき、本件申請書を作成し提出した。
しかし、Y社は、本件申請書が、Y社定款10
条2項に反することを理由に名義書換を
拒絶した。これが不当拒絶にあたれば、
訂正されない。

名義書換の趣旨は、会社の事務処理上の便宜を図ることにある。そこで、会社から名義書換の趣旨に反し、不当に拒否をした

49501/234
 10/11/10
 10/11/10
 10/11/10
 10/11/10

題意か49
推訂2000/27

場合には保護の必要はない。

本件で、Y社が定款10条2項によると、株主
の義書換を請求するには10条1項による
5 請求届出がされた印鑑の押印が必要
である。その趣旨は、株主からの請求を
印鑑によって画一的に処理し、全社の事務
処理の便宜を図る点にある。そして、Y社が
名義書換を拒絶したことも不当ではない
とも思える。しかし、X社は平成30年9月30
日までにX工業株式会社で平成30年5月1日か
ら現在の社名に変更されており、その際に
全社印も旧印影から現行印影へ変更
されている。X社の印影の変更後12度におきた
関係された定時株主総会のX社の
15 議決権行使の代弁としてX社の役員
Aが出席し、それらの委任状には現行印
影が押捺されていた。にもかかわらず、
Y社は届出印と委任状の印影の相違
を特に問題として取り、Aによる議決
20 権行使を認めていた。そして、実質的
には、Y社は現行印影の使用について
承認しているとしている。にもかかわらず、
名義書換を拒絶したことは不当拒絶
にあたる。X社は

5 25 よって、Bが株式にかかると議決権
1000個について行使していたにもかかわらず、
出席として扱われていたという
違法がある。

もっとも、その株式が行使されていたとし
ても、株式会社総会決議の結果に影響が

反対の立場の
分掌を認める
279

この点に注意
事実上認めよう

結論としては
OKでいい
ご自身の規範に
お応えするが
確認しよう

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

したがっていえるときは、法律関係の安定性の
 観点から、違法主張は許されないところである。
 本件決議において、出席議決権14500
 10 個のうち賛成10000個 反対4500個で
 ある。X社がBが保有していた株式にか
 かる議決権1000個について、反対に
 投じているので、本件決議に影響はない。
 よって、X社は、議決権行使の違法によっ
 て主張することができない。

以上から、本件新株発行にX社が主張
 するような事由は認められない。

- ① サンドリングが無いので、構造が分かりにくい
 サンドリングは、自明の理の整理だけでなく、接点を入
 15 思をアピールする形で意識してほしい。
 ② 内容としては、校への意識、趣意からの依頼、報酬
 (料、評価)の書き方に、よく気がついてほしい。(大)

20

25

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)
C

	1. X社の主張
5	(1) X社は、本件新株発行が著しく不正な方法によるものである旨の主張はしていない。 （会社法、以下法文省略、210条2号の要件） X社としては、同条1号の要件である、当該株式の発行が「法令」に違反していること（差止請求することが考えられる（「定款」には違反していない）。
10	(2) Y社は公開会社ではなく、株券発行会社でもない（127条）。定款により、株式の譲渡には取締役会の承認を受けなければならない（定款7条）。
15	(3) X社は、Y社株式を1000株保有しているBから2020年11月20日、当該株式（1000株）の譲渡を受けた。本来、株式の譲渡は自由であるから（127条）、当事者間の売買契約に基づき譲渡は有効である。 X社としては、137条、定款8条に基づき、株主名簿への記載書換を申請した。存せし、Y社は株券発行会社ではないから、第三者に対抗するためには、株主名簿に記載する必要「株式の譲渡を」があるからである。
20	(4) さらににもかかわらずY社としては本件申請の印影が届期前と相違するため定款10条2項 （株主名簿記載） に違反しているとして名義書換を求めた。
25	(5) Y社の株主総会の議決権の基準は3月末日のしこ（定款22条）、X社としては旧印影を用いた株主名簿名義書換申請書を3月末日時点で提出していたが、Y社は、本件総会にてBの譲渡分1000株に対してはX社の議決権として認めず、本件議案はX社が反対したにもかかわらず可決された。

あえて書かなくてもいい。

↓ 24-17 OK

127条129条
127条129条
210条127条
127条129条

210条127条

通 西のセーグ
 西2はめじ
 便のてふてく

১৯৩৭
১৯৩৮
১৯৩৯

全休量から
二二番目
五分が五分

ウツク
意図で書かれたか
おかりにうき

10

15

内容日 良い 検討
か、法律や定款の
趣旨を考慮する
表現をせよと良いです。

20

$\frac{1}{2} \times 10 = 5$
 $\frac{1}{2} \times 10 = 5$
 $\frac{1}{2} \times 10 = 5$

25

論述の
位置付 T 6m
合カリとせん

2 ページ

高等司法研究科

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)

資金調達をし、今後の会社運営に生かしていく必要性を認める必要もあると考える。

(5) 以上のような点も考慮し、X社が主張するような差止事由は認められないと考える。

5

以上

① Xの主張の項目が長すぎるために思いついた
第17条の門はコメントに書き

あてはめて使う事は適当で使うようにしよう。

10

② ナビリンクを引用しているのは良いですが、
全体の構造が分かりにくいためです。

規範(趣旨、原則、修正)、仕組み(事実・評価)
の区分を強く意識し、それぞれに合わせるように
書きましょう。

15

(1)(2) にも少し見出しを付けた方が、頭の
整理に役立つかもしれませんので、ご参考下さい。

(大)

20

25

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

判例は商法の原則でなし
他の法律を使うことあり
法律は、各々あり

B

1 Xは本件新株発行の差止めの仮処分を求めているところ、Xは本件新株発行が著しく不公正な方法である旨は主張していないのであるから、210条1号つまり、本件新株発行が法令または定款に違反する旨を主張していると考えられる。

あは2
争点1.2
ふたつ

本件で、XとBはYの株式1000株について令和2年3月20日に、売買契約を締結し、Xは令和2年3月30日、Yに名義書換を申請書によって申請したところ、本件申込書のX印影が、現行印影であり旧印影と異なることから、定款10条2項に反することを理由に、名義書換が認められなかった。そこで、かかる事情は210条1号の定款違反に該当するか否かが問題となる。

問題所在
OK29

名義書換の趣旨は、株主名簿による株主の集团的・画一的取り扱いを可能にしておいて会社の保護を図ることにある。他方で、株主による議決権の行使は、議決権が共益権の代表的なものであることを踏まえると、最大限に尊重されなければならない。本件ではかかる2つの利益が対立しており、この調和を図らなければならない。

趣旨から
改訂2029

本件決議は公開会社ではないYの新株発行に関するものを内容とするので、特別決議(309条2項5号、199条2項)が必要であるところ、仮にXの議決権が5000個であることが認められたならば、賛成10000個では本件議案は否決されたといえる(なぜなら出席議決権数は15500個となり、賛成議決権はこれの3分の2である10333個以上必要だからである)。そうすると、本件では特に株主の議決権行使が尊重されなければならない場合といえる。

新株発行
位置関係
確定に必要
あり

2029年12月

他方で、確かに本件では定款10条2項に反しそうな事情は認められる。しかし、Yは平成30年6月28日と令和元年6月27日に開催された定時株主総会において、現行印影を用いて委任状を作成したXの代理人による議決権行使を認めているのである。

そうすると、現行印影の使用が2度も認められたXが、これから将来にわたっても当該印影の使用が認められると考えることは自然である。もし、上記のようにYが2度の現行印影による議決権行使を認めたことが、Yの過失によるもので、許されるべきではないとしても、Xは令和2年3月31日午前、Yと当該印影について話しあっており、かかる時点をもって旧印影から現行印影へ変更した旨の意思表示を認めるべきである。

以上から、本件において210条1号の定款違反に該当する事情は存在しない。

2 よって、Xの件新株発行が定款に違反する旨を主張は認められる。

設問2は
逆の方がよい2029
Tan2029

9 本番を想定して、手書き、用紙、時間(15分)にこだわることを強くおすすしめす。

10 ナンバリングを活用して、思考(規範(趣旨、原則、修正)、ありはの(事実・評価))なびを形式的にも分かるように表現する。そして、統制やまとめるという。④

